

すべての子どもに質の高い幼児教育を

平成28年10月7日(金)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
伊藤 学司

目 次

(頁番号)

1. 幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進・・・1
2. 幼児教育の質の向上 5
 - ①幼稚園教育要領の見直し
 - ②幼児教育の推進体制の構築
 - ③幼児教育研究センターの設置
 - ④ECEC Network事業への参加
3. 環境整備の充実 17
4. 子ども・子育て支援新制度 23
5. その他 33
 - ・幼児教育振興法案
 - ・幼稚園における待機児童の受入れ

政府決定等と幼児教育の無償化の近年の動向

24年	<p>○自由民主党・公明党連立政権合意（平成24年12月25日） 幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める。</p>	
25年	<p>○幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（平成25年6月6日） 幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。この基本的考え方を踏まえ、…「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2013（平成25年6月14日） 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。</p> <p>○第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日） …幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。</p>	<p>【平成26年度予算】 幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保護者負担月額6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限（年収約680万円まで）を撤廃</p>
26年	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日） 「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。</p> <p>○幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（平成26年7月23日） 幼児教育無償化は、…今年度（平成26年度）に引き続き、平成27年度においても、…「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。</p> <p>○子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日） ○2014年来議院選挙公約 （自民党）希望する全ての子どもに幼児教育の機会を保障するため、財源を確保しつつ、幼児教育の無償化に取り組めます。 （公明党）すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、小学校就学前3年間の幼稚園、保育所、認定こども園の幼児教育の無償化を着実に推進します。</p>	<p>【平成27年度予算】 幼稚園の保育料について ・市町村住民税非課税世帯（年収約270万円まで）の保護者負担月額を9,100円から3,000円に引き下げ ・市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消</p>
27年	<p>○少子化社会対策大綱（平成27年3月20日）</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日） 幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める</p>	<p>1</p>
27年	<p>○幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（平成27年7月22日） …平成28年度においては、…<u>関係閣僚が取りまとめた基本的な考え方を踏まえ（※）、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。</u></p> <p>※子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について（平成27年7月22日） 子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化について、平成28年度予算編成においては、以下の方針に基づき、取り組むこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度については、0.7兆円ベースの「量の拡充」及び「質の向上」の維持を最優先しつつ、「1兆円超」の財源確保に引き続き最大限努力する。 幼児教育の無償化については、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に推進する。 子ども・子育て支援新制度に係る「1兆円超」及び幼児教育無償化については、平成28年度概算要求では事項要求とする。 幼児教育無償化は、平成28年度予算編成においては、少子化対策を主軸としつつ、貧困対策の要素も加味して検討する。 <p>○一億総活躍社会国民会議（平成27年11月26日） …経済事情に左右されない教育機会を提供するため、<u>財源の確保とあわせた幼児教育の無償化拡大…に取り組む。</u></p>	<p>【平成28年度予算】 幼稚園、保育所等の保育料について ・年収約360万円未満相当世帯について、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ひとり親世帯について ・市町村住民税非課税世帯…第1子以降すべて無償 ・年収約270万円から約360万円までの世帯…第1子は半額、第2子以降は無償</p>
28年	<p>○「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日） すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日） 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。</p>	

幼児教育無償化の段階的推進について

無償化の段階的推進

○ 自由民主党・公明党連立政権合意
(平成24年12月25日)

「幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める」

【平成27年度】

- 市町村民税非課税世帯の保護者負担月額を9,100円から3,000円に引き下げ
- 市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消

【平成26年度】

- 生活保護世帯の保育料負担（月額6,600円）を無償化
- 第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限（年収約680万円まで）を撤廃

【平成28年度】

- 年収約360万円未満相当世帯について、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償
- ひとり親世帯について
 - ・市町村民税非課税世帯は、第1子以降すべて無償
 - ・約360万円までの世帯は、第1子は半額、第2子以降は無償

平成26年～28年度の予算措置による軽減拡大後の現状

1. 所得階層ごとの負担額

○ 所得階層に応じた保育料の負担となるよう軽減。

【第1子の場合の保育料負担額】

私立幼稚園		保育所	
階層区分※1 (推定年収)	保護者負担 (月額)	階層区分	保護者負担 (月額)
I	生活保護世帯	I	生活保護世帯
	0		0
II	市町村民税 非課税世帯 (～約270万円)	II※2	市町村民税 非課税世帯
	3,000		6,000
III	77,100円以下 (～約360万円)	III※2	48,600円未満
	16,100		16,500
		IV※2	97,000円未満
			27,000
IV	211,200円以下 (～約680万円)	V	169,000円未満
	20,500		41,500
		VI	301,000円未満
			58,000
V	211,200円以上 (約680万円～)	VII	397,000円未満
	25,700		77,000
		VIII	397,000円以上
			101,000

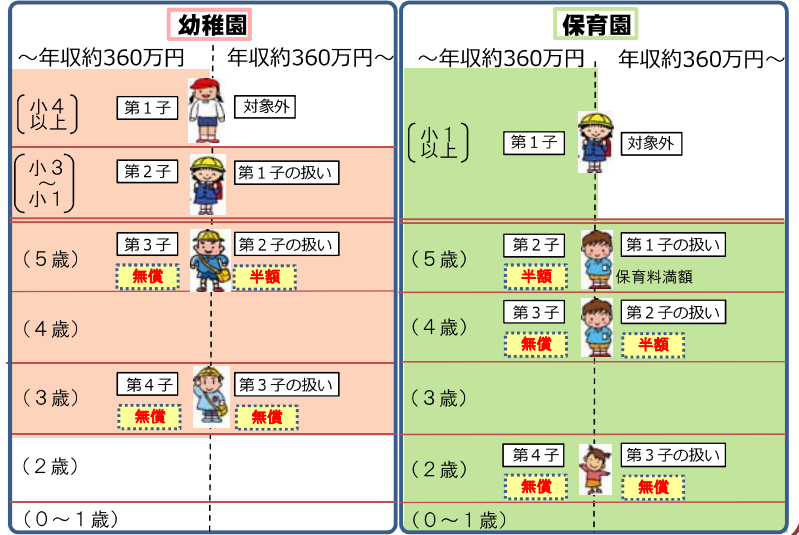
(単位:円)
(平成28年度予算ベース)

※1 市町村民税所得割課税額

※2 ひとり親世帯等は更に優遇措置あり

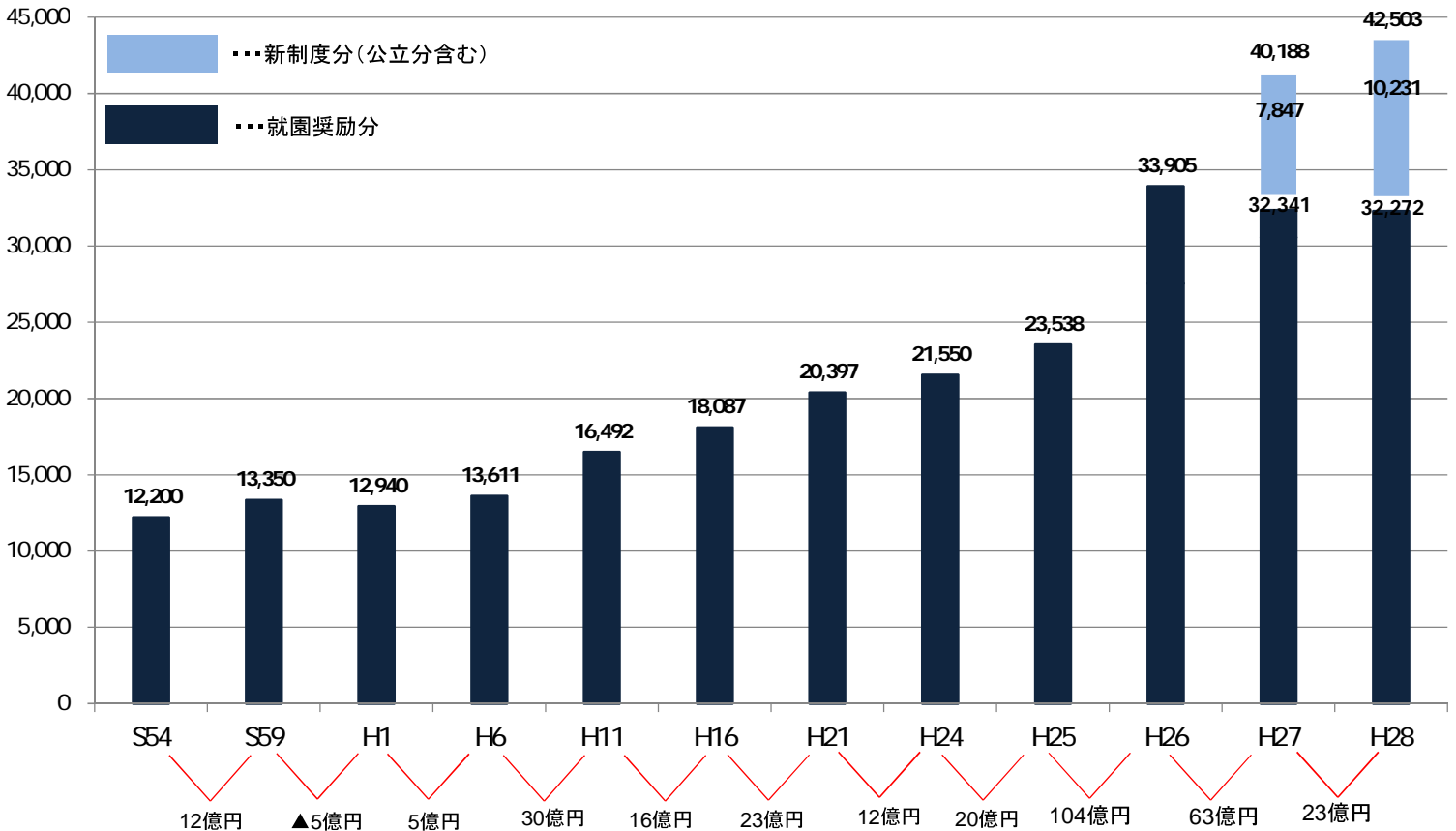
2. 多子世帯の取扱

○ 保育料を第2子は第1子の半額、第3子以降は無償。



幼稚園就園奨励費補助金等予算額推移 (抜粋)

(単位:百万円)



※平成27年度以降の予算額には、子ども・子育て支援新制度における保護者負担軽減に係る経費の一部を含む。

()内の増減額は幼稚園就園奨励費補助(文部科学省計上予算)のもの。平成28年度予算額には、新制度分に公立分の推計値を含む。

平成28年度予算における「幼稚園就園奨励費補助」 に係る保育料の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

補助額	※緑色部分は平成28年度より多子軽減の適用条件を変更し、多子計算に係る年齢制限（兄・姉の年齢制限）を撤廃。
補助額	※青色部分は多子軽減の適用条件に変更無し。（兄・姉が小学校3年生までに在籍している場合のみ）
保護者負担額	※平均保育料（308,000円）の場合の保護者負担額

(※)多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限を設けないが、生計を一にする者に限る。

○階層区分ごとの補助額・保護者負担額(平均)

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅰ階層】生活保護世帯	-	第1子	308,000円	
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅱ階層】市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第1子	272,000円	36,000円
		第2子	290,000円	18,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅲ階層】市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	～約360万円	第1子	115,200円	192,800円
		第2子	211,000円	97,000円
		第3子以降	308,000円	
【第Ⅳ階層】市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	～約680万円	第1子	62,200円	245,800円
		第2子	185,000円	123,000円
		第3子以降	308,000円	
上記区分以外の世帯	約680万円～	第1子	(308,000円)	
		第2子	154,000円	154,000円
		第3子以降	308,000円	

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安(以下同じ)。

※ 平成28年度においては、平成24年度の年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことに鑑み、簡便な調整方式による階層区分の判定は行わず、年少扶養控除廃止後(現行税制上)の市町村民税額で階層区分を判定する取扱いとした場合に、国庫補助の対象とする。
なお、当面の間、市(区)町村の判断により「簡便な調整方式」(第2方式)により階層区分を判定する取扱いとした場合についても、国庫補助の対象とする。(以下同じ)。

○ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)(以下、「ひとり親世帯等」)の子ども(以下、「ひとり親世帯等」という)については、第Ⅱ階層は補助額308,000円(保護者負担額0円)、第Ⅲ階層は第1子の補助額217,000円(保護者負担額91,000円)、第2子の補助額308,000円(保護者負担額0円)とする。

【階層区分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第Ⅱ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約270万円	第1～3子	308,000円	
【第Ⅲ階層】のうち、ひとり親世帯等	～約360万円	第1子	217,000円	91,000円
		第2子	308,000円	
		第3子以降	308,000円	

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】 (幼稚園就園奨励費補助)

(前年度予算額) 323億円
子ども・子育て支援新制度移行分を含めた所要額: 345億円
平成29年度要求額 事項要求

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。
- 平成29年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成28年8月1日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。（平成28年度は、低所得の①多子世帯及び②ひとり親世帯等の保護者負担の軽減を行った。）

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）
幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体にに対し国が所要経費の一部を補助する。

＜参考1＞幼児教育無償化に向けた平成28年度の取組

①第2子、第3子以降に係る保護者負担の軽減措置

第1子の保護者負担を[1.0]とした場合、所得に関わらず、第2子半額、第3子以降無償。ただし、平成27年度までは第1子、第2子等のカウントは、小学校3年生までの範囲でカウント。

【平成28年度からの取組】

第Ⅲ階層（年収約360万円未満相当）までの世帯について、上記の多子計算の年齢制限を撤廃し、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無償を完全実施。

②ひとり親世帯に係る保護者負担の軽減措置

【平成28年度からの取組】

低所得のひとり親世帯等については、
・第Ⅱ階層（非課税）の世帯は、第1子から無償
・第Ⅲ階層（年収約360万円未満相当）の世帯は、第1子半額、第2子以降無償となる措置を実施。

＜参考2＞第1子に係る保護者負担の現状等（平成28年度）

階層区分		補助単価（年額）	保護者負担（年額）
I	生活保護世帯	308,000円	0円
II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円未満相当まで)	272,000円	36,000円
III	市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯 (年収約360万円未満相当まで)	115,200円	192,800円
IV	市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯 (年収約680万円未満相当まで)	62,200円	245,800円
上記区分以外	市町村民税所得割課税額 211,201円以上世帯 (年収約680万円相当以上)	-	308,000円

※金額は、第1子の場合の補助単価(年額)。国の補助限度額は、私立幼稚園の保育料の全国平均単価(308,000円)
※市町村民税所得割課税額(補助基準額)に対する年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、おおまかな目安。
※就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

幼児教育無償化について

【自由民主党・公明党連立政権合意(平成24年12月25日)】

五、教育再生

- ・幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)】

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

②教育の再生

幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)】

希望どおりの人数の出産・子育て、ひとり親家庭の生活環境改善(教育費負担感の軽減、相談体制の充実)

⑪ 希望する教育を受けることを阻む制約の克服

すべての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める。

【幼児教育の無償化について(平成28年8月1日幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議)】

(略) 平成29年度においても、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえ、家庭の経済状況にかかわらず、希望どおりの人数の出産・子育て等の実現を図るとともに、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

2. 幼児教育の質の向上

- ①幼稚園教育要領の見直し
- ②幼児教育の推進体制の構築
- ③幼児教育研究センターの設置
- ④ECEC Network事業への参加

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

昭和23年刊行

概ね10年ごとに改訂

平成20年改訂

現在

○ 保育要領(文部省刊行)

・最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引

○ 幼稚園教育要領(文部科学省告示)

・幼小接続や預かり保育等の子育ての支援を充実

・現在、中教審において、幼児教育の在り方を審議中(28年度中目途に答申予定)

現行の幼稚園教育要領の構成

第1章 総則

幼稚園教育の基本
教育課程の編成
預かり保育・子育て支援

第2章 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
領域「人間関係」 他人の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

・特に留意する事項として、安全に関する指導、障害のある幼児の指導、小学校との連携等を規定

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

9

幼稚園教育要領等の変遷

昭和
23年
刊行

保育要領(文部省刊行)

・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書性格の試案)
・幼児期の発達の特徴、生活指導、生活環境等について解説
・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和
31年
刊行

幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

・幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
・学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「望ましい経験」(6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作))として示す
・小学校との一貫性を配慮

昭和
39年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 昭和39年4月1日実施

・幼稚園教育の課程の基準として確立(初の告示化)
・教育内容を精選し、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することを「望ましいねらい」として明示
・6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示
・「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

平成
元年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成2年4月1日実施

・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化
・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

平成
10年
改訂

幼稚園教育要領(文部省告示)

(実施) 平成12年4月1日実施

・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化
・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

平成
20年
改訂

幼稚園教育要領(文部科学省告示)

(実施) 平成21年4月1日実施

・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実
・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視
・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

10

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

審議事項の柱

1. **新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等**
2. **新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
 - グローバル社会において求められる英語教育の在り方(小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化)
 - 国家及び社会の責任ある形成者を育てるための高等学校教育の在り方
 - ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
 - ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
 - ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
 - ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
 - ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等 など
3. **各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**

⇒平成28年度中を目途に答申

11

これからの教育課程の理念

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領改訂の方向性（案）

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

次期学習指導要領改訂に向けた検討体制

平成27年8月26日
教育課程部会了承

中央教育審議会教育課程部会

教育課程企画特別部会

幼児教育部会

小学校部会

中学校部会

高等学校部会

特別支援教育部会

総則・評価特別部会

国語ワーキンググループ

言語能力の向上に関する特別チーム

外国語ワーキンググループ

社会・地理歴史・公民ワーキンググループ

高等学校の地歴・公民科科目
在り方に関する特別チーム

算数・数学ワーキンググループ

高等学校の数学・理科にわたる
探究的科目の在り方に関する特別チーム

理科ワーキンググループ

芸術ワーキンググループ

家庭、技術・家庭ワーキンググループ

情報ワーキンググループ

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ

特別活動ワーキンググループ

産業教育ワーキンググループ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育部会

○教育課程部会幼児教育部会の開催状況

第1回 平成27年10月23日(金)10:00~12:00	第2回 平成27年11月20日(金)10:00~12:00
第3回 平成27年12月24日(木)10:00~12:00	第4回 平成28年 1月21日(木)10:00~12:00
第5回 平成28年 3月 7日(月)10:00~12:30	第6回 平成28年 3月30日(水)10:00~12:30
第7回 平成28年 4月25日(月)15:00~17:00	第8回 平成28年 5月30日(月)14:00~16:00
第9回 平成28年 6月21日(火)17:15~18:30	

○教育課程部会幼児教育部会委員

阿部 宏行	北海道教育大学岩見沢校美術文化専攻教授	
大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授	
桶田 ゆかり	文京区立第一幼稚園長	
○ 神長 美津子	國學院大學人間開発学部教授	
北村 友人	東京大学大学院教育学研究科准教授	
小枝 達也	国立成育医療研究センターこころの診療部長	
斎藤 弘子	福井市立麻生津幼稚園副園長・麻生津小学校教頭	
志民 一成	静岡大学学術院教育学領域教授	
嶋田 弘之	草加市教育委員会子ども教育連携推進室長	
白旗 和也	日本体育大学体育学部教授	
鈴木 みゆき	和洋女子大学人文学群こども発達学類教授	
砂上 史子	千葉大学教育学部准教授	
田中 孝尚	神戸大学附属幼稚園副園長	
田中 雅道	光明幼稚園長	
寺岡 聡志	品川区立第一日野小学校主幹教諭	
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授	
宮原 淳二	株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワーク・ライフ・バランス推進部長	
◎ 無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長	(敬称略・50音順)
山下 文一	高知学園短期大学幼児保育学科准教授	◎幼児教育部会 主査
横山 真貴子	奈良教育大学教育学部教授	○幼児教育部会 主査代理
渡邊 郁美	新宿区立あいじつ子ども園長	※職名は、平成28年4月時点
渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼稚園長	

15

学習指導要領等改訂に係る議論に関するこれまでの経過と今後のスケジュール

平成26年11月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
平成26年12月	教育課程部会 ・教育課程企画特別部会を設置
平成27年 1月	教育課程企画特別部会（第1回） ↓ 新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議
平成27年 8月	教育課程企画特別部会（第14回） 教育課程部会 ・「論点整理」をとりまとめ
平成27年10月～	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討 (幼児教育部会は平成27年10月～28年6月にかけて計9回の議論を実施)
平成28年8月	教育課程部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」
平成28年内	関係団体からのヒアリング、パブリックコメントを経て、中央教育審議会として答申
平成28年度内	幼稚園教育要領の告示
平成29年度内	幼稚園教育要領の周知・徹底、幼稚園教育要領・解説・指導書の配付

(幼稚園は30年度から、小学校は32年度から、中学は33年度から全面实施予定。高校は34年度から年次進行により実施予定。)

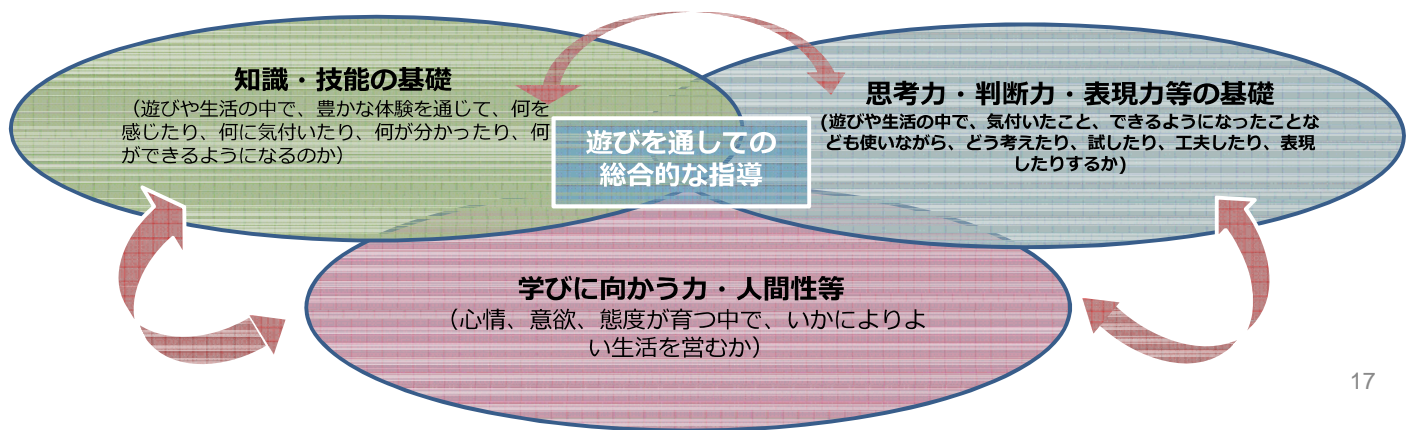
16

「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」(平成28年8月) 幼児教育部分のポイント

育みたい資質・能力の明確化

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- **資質・能力の三つの柱**として整理
 - ①生きて働く「知識・技能」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- **幼児教育段階では、三つの柱を下図のように整理。**この資質・能力は**現行幼稚園教育要領の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持**
 なお、幼児教育の特性から、これらは**個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要**

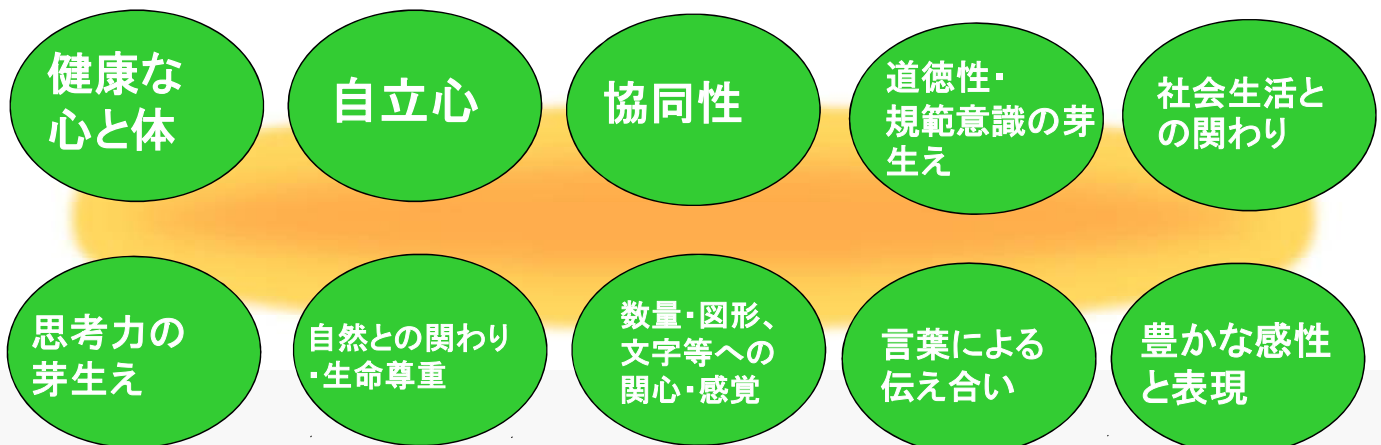
へ環境を通して行う教育へ



幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の明確化

幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られるよう、**5歳児修了時まで**に育って欲しい具体的な姿を資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、以下の10項目に整理。

幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。



現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ教育内容を見直し

- ・ 幼児期におけるいわゆる非認知的能力を育むこと
- ・ 安全な生活や社会づくりに必要な資質・能力(自ら機敏に行動、安全についての理解)を育むこと
- ・ 思考力の芽生えを育むこと
- ・ 自然・身の回りの物を大切にす態度、社会とのつながり、多様性への尊重、国際理解の芽生え 等

必要な条件整備等について

- 幼稚園等は**若い世代の入れ替わりが多く経験に基づく知見が蓄積されにくく、また、預かり保育等へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しい現状を踏まえると、教員の資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題。**
- **園内研修の継続・充実、園外研修の機会の確保**が必要。特に、**近年の園の小規模化を踏まえ、複数園による教員の交流機会の確保も重要。**
国や教育委員会等の教材の開発や研修体制の充実、各園と地域の教員養成系大学や幼児教育研究団体等との連携も必要。
- 市区町村を中心に指導主事や**幼児教育アドバイザーの育成・配置**、都道府県を中心に地域の拠点となる**幼児教育センターの設置**など、**推進体制の整備**が求められる。
- 幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との**整合性を図っていく。**

19

幼稚園教育要領の普及・啓発

平成29年度概算要求額
116百万円(22百万円)

現在、幼稚園教育要領の改訂の議論が進められ、今年度中に新しい幼稚園教育要領が示される予定である。新幼稚園教育要領の実施を控え、その趣旨の徹底を図るために解説書等の作成、説明会の開催等の取組を実施する。

今後のスケジュール

平成28年度	中教審答申、新幼稚園教育要領の告示
平成29年度	新幼稚園教育要領の周知・徹底
平成30年度	新幼稚園教育要領の全面实施予定

新幼稚園教育要領の解説書等の作成

- **新幼稚園教育要領の解説書の作成**
新幼稚園教育要領を正しく理解するため、記述の意味や解釈などの詳細について説明した解説書を作成。
- **新幼稚園教育要領に関する指導書の作成**
新幼稚園教育要領を着実に実施していくため、幼小接続などに関する具体的な実践事例とその解説などを掲載し、教職員の実践の手掛かりとなる指導書を作成。
- **幼児期の教育に関するパンフレットの作成**
家庭や地域との連携を図るため、新しい幼稚園教育要領の理念などについて分かりやすく解説し、社会全体の理解増進をはかるパンフレットを作成。

新幼稚園教育要領の趣旨の徹底

中央協議会(文部科学省)
(新幼稚園教育要領の説明、先進事例の発表等)

教育委員会指導主事、幼稚園園長等の参加

都道府県協議会(教育委員会)
(中央協議会を踏まえ新幼稚園教育要領の説明、地域住民や保護者への周知)

公立私立幼稚園教員、小学校教員、保護者や地域の関係者等の参加

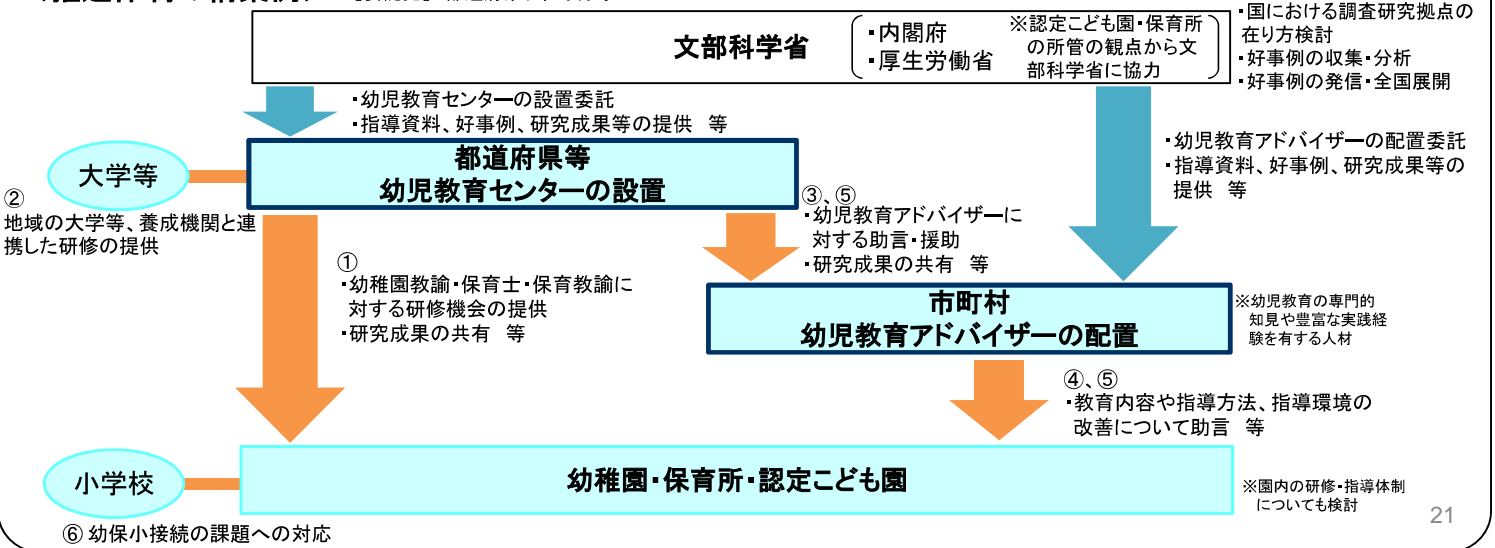
幼児教育の推進体制構築事業

平成29年度概算要求額
203百万円(203百万円)

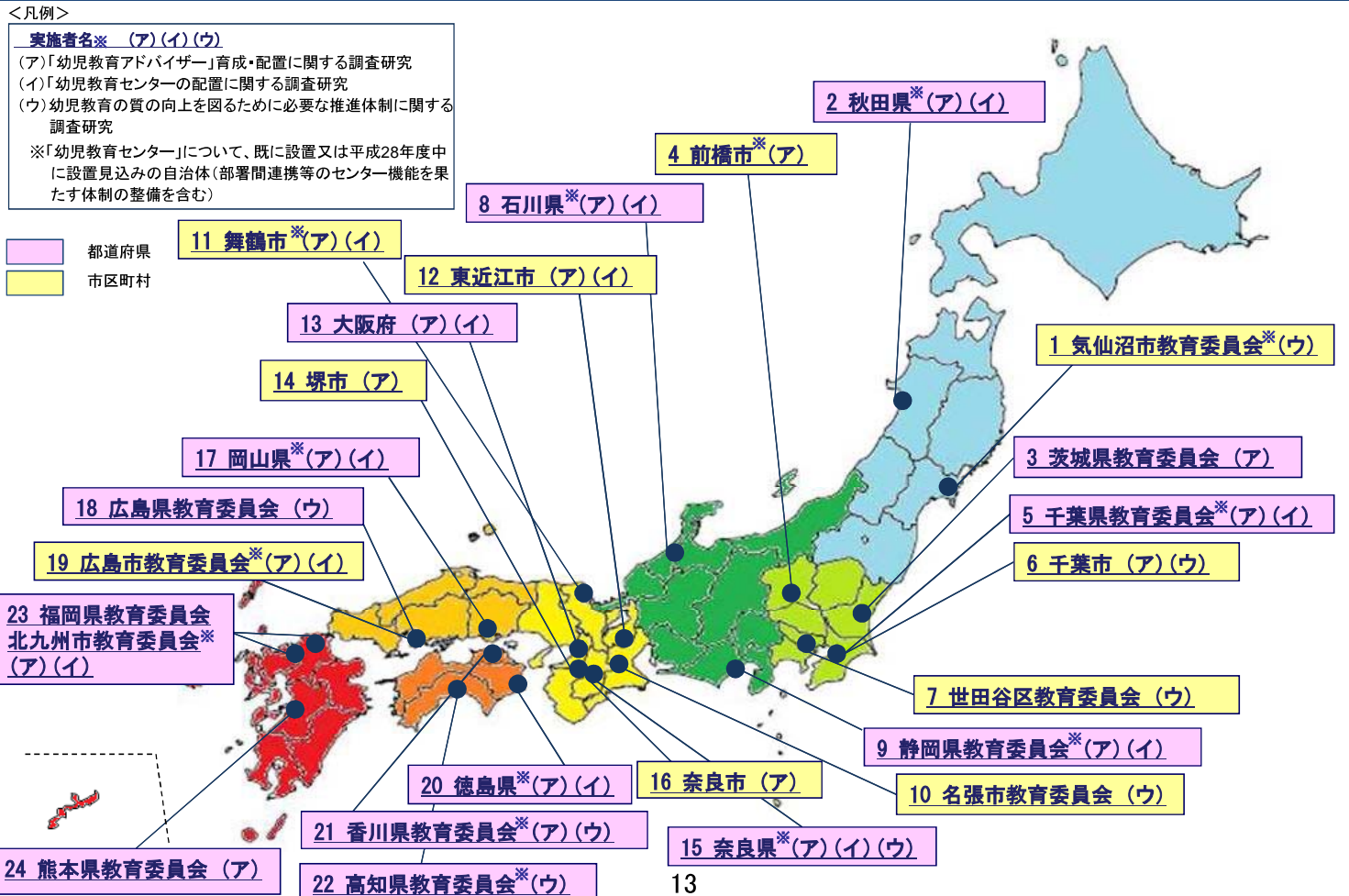
- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実**を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「**幼児教育センター**」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「**幼児教育アドバイザー**」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。**

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ② 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
- ⑤ 助言等を行う人材の育成方法
- ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等

<推進体制の構築例> 【委託先】 都道府県、市町村等



幼児教育の推進体制構築事業 採択先一覧



幼児教育指導者養成研修（平成28年度より新規）

開催日程 平成28年11月30日～12月2日（3日間）

開催場所 独立行政法人教員研修センター（茨城県つくば市）

研修の特色

- 講義、協議等を通して、幼児教育で重視される課題（教育内容）の理解と生かし方、幼小接続における小学校教育の観点からの幼児期の学びを押さえた取組、幼児教育と家庭、地域社会との連携のあり方等を学ぶことができます。

本研修の対象者（予定）

- 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当指導主事、教育センターの研修担当指導主事等
- 都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当者
- 幼稚園、保育所、認定こども園の教職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者として活動を行う者 等

実施する研修内容（予定）

- 幼児教育の最新の動向・知見等を踏まえつつ、指導助言を通じて、各園における教員の指導のレベルを上げるために必要となる知識の習得
- 県内（域内）の市町村等の幼児教育担当者の育成に係る際に必要となる知識の習得

本研修の受講者は、各地域の研修の企画・立案を担い、指導者として各地域での研修を充実することにより、全国での幼児教育の質の向上を図ることが期待されます。

※ 研修の対象者、研修内容については検討中のため変更の可能性があります。

※ 詳細については、追って、独立行政法人教員研修センターから、各都道府県等に連絡する本研修実施要項を参照ください。

23

国立教育政策研究所における幼児教育研究センターの新設

1. 趣旨

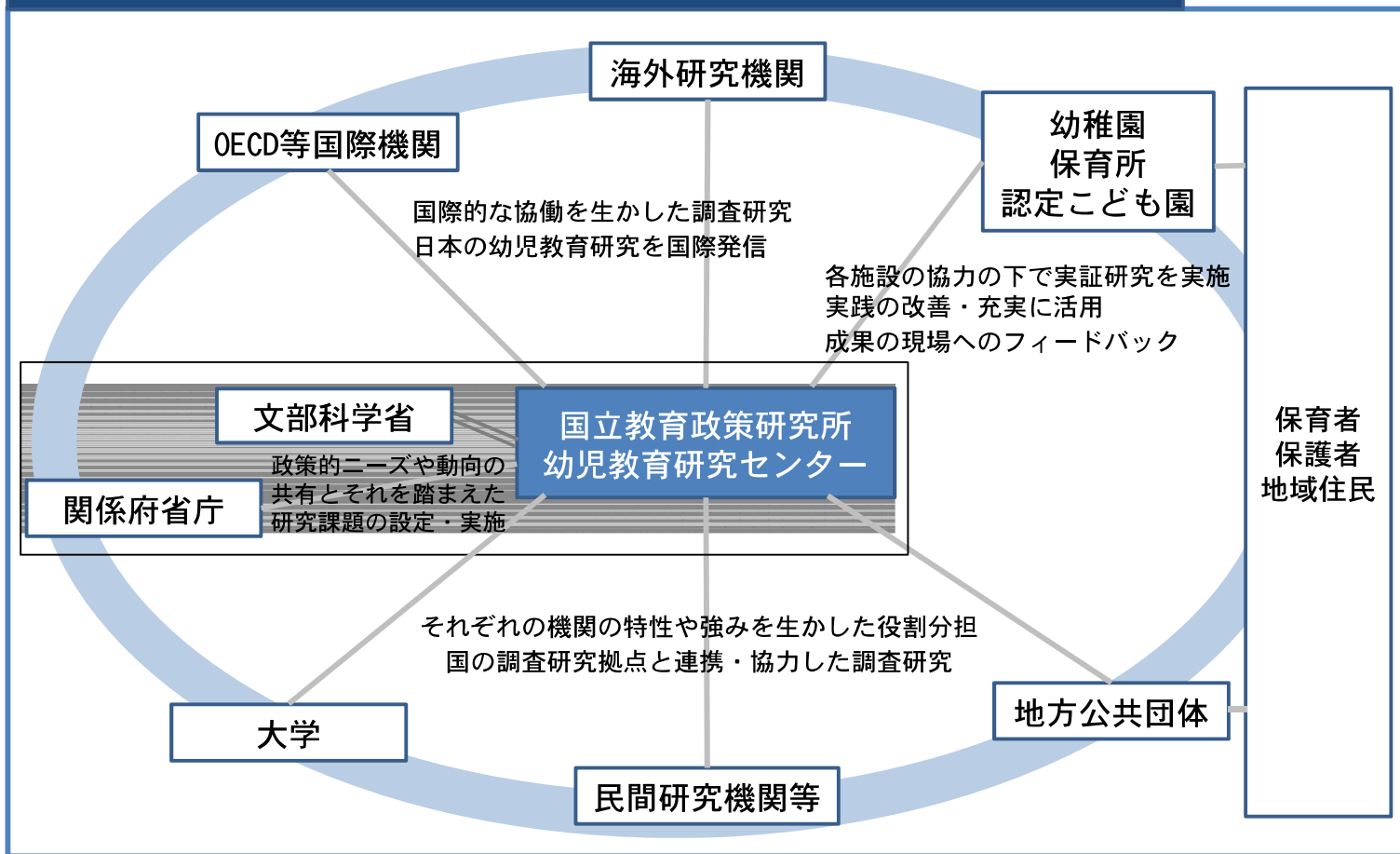
- ・ 幼児教育の質の向上や幼児教育の段階的無償化等に関する議論の進展を踏まえ、幼児教育の観点からより効果的な研究活動を遂行するため、幼児教育研究に特化したセンターを平成28年4月に国立教育政策研究所内に設置。
- ・ 幼児教育に関する国の調査研究拠点としての役割を担う。
- ・ 内外の研究機関との研究ネットワークの構築や研究成果の普及、調査事業の実施など新たな業務に対応するため、研究体制を強化。

2. 取り組むことが期待される研究課題

（平成28年3月 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて（報告書）より）

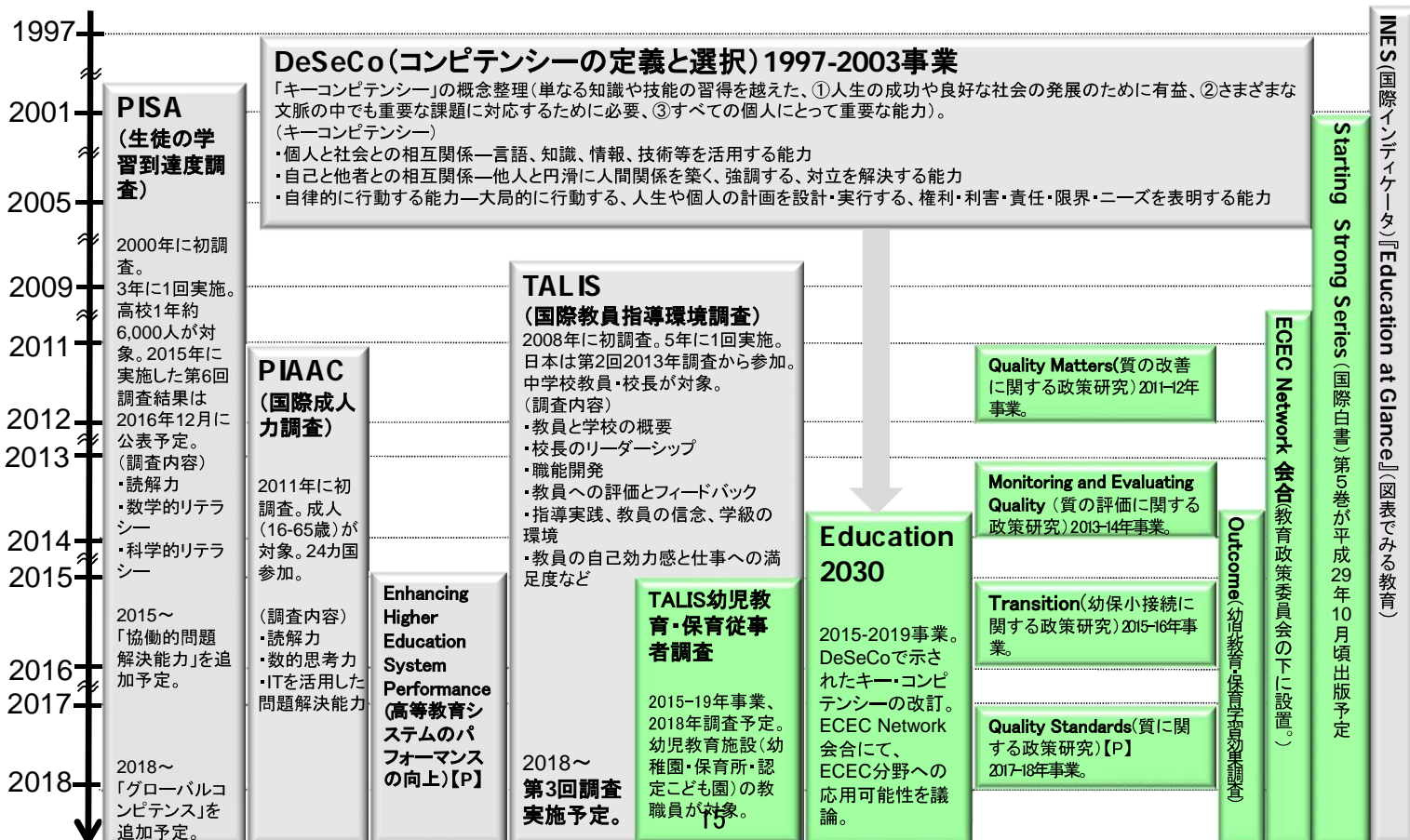
- ① 幼児教育の質を評価する指標に関する研究
 - ・ 幼児教育を通じて身に付けた力の評価に関する研究
 - ・ 幼児教育がその後の教育や生活にもたらす影響に関する調査
- ② 政策形成や幼児教育の実践の参考となるような研究成果の集約
- ③ 幼児期に育成すべき資質・能力（特に非認知的能力）がどのように培われるのかといった研究
- ④ OECD等の国際機関と連携した調査研究

3. 国の調査研究拠点を核とした研究ネットワークの構築イメージ



OECDにおける主な教育分野に関する取組について

OECDでは、1990年代後半から2000年代前半にかけ、DeSeCoプロジェクトによって、現代社会において求められる能力の定義付けを行い、15歳の生徒を対象としたPISAを開発した。2015年より、DeSeCoの後続としてEducation2030事業を開始したところ。



OECDにおける幼児教育分野に関する主な取組について

OECDでは、幼児教育段階(ECEC; Early Childhood Education and Care)についても国際比較調査の検討が行われている。

これまでの取組

- 幼児教育・保育の重要性に対する諸外国の認識の高まりを受け、2007年よりOECD/EDPC(経済協力開発機構教育政策委員会)の下に、幼児教育・保育の質の向上を目指し調査研究・情報交換を行うネットワーク会合を設置。2016年6月までに19回(年2回、34各国・地域)国際会議を開催。日本(文部科学省・厚生労働省・内閣府・国立政策研究所・有識者)は2008年第4回会議から参加。
- OECD国際幼児教育・保育白書(Starting Strong Series)を出版。2001年に第1巻(制度の国際比較を特集)、2002年に第2巻(ECECへの公的投資を特集)、2012年に第3巻(ECECの質を向上させるための政策手段を特集)、2015年に第4巻(ECECの質のモニタリングを特集)、2017年に第5巻(幼保小接続を特集)を出版予定。
- 効果的かつ効率的な取組の開発支援や各国の政策分析等を実施。
- 国際比較調査事業を実施。等



↑Starting Strong Series

事業の主な取組

○ 幼保小接続に関する調査(Transition) :2015-2016年事業

各国の幼保小接続の取組を特に①教授法、②教職員、③成育環境に着目して分析し、円滑で質の高い接続のために必要な要素や方法を明らかにする。本調査の結果はOECD国際幼児教育・保育白書第5巻(スターティングストロングシリーズ)に掲載予定(出版は2017年を予定)。

○ TALIS幼児教育・保育従事者調査(TALIS Starting Strong Survey) :2015-2019年事業

各国の幼児教育施設の教職員政策の立案に資するため、教職員の保有資格、活動内容、勤務時間等を調査し、国際比較を行う(いわゆるECEC版TALIS)。現時点での参加予定国は15カ国。2016年にパイロット調査、2017年に予備調査、2018年に本調査を行い、2019年に公表予定。

○ 幼児教育・保育学習効果調査(Child Well-being and Early Learning:Measures Study) :2015-2019年事業

幼児期において、どのような力が身についているかを分析し、国際比較することを目的とした調査。いわゆる「ECEC版PISA」。

OECD ECECNetwork事業の参加

平成29年度概算要求額
9百万円(10百万円)

<背景・目的>

平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。

これらの事業等への参加により、現在は収集されていない、全国規模かつ国際比較可能な、教職員の活動実態に関するデータなど、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

<事業の主な概要>

TALIS幼児教育・保育従事者調査(TALIS Starting Strong Survey) :2015-2019年事業

各国の幼児教育施設の教職員政策の立案に資するため、教職員の保有資格、活動内容、勤務時間等を調査し、国際比較を行う(いわゆるECEC版TALIS)。現時点での参加予定国は15カ国。

2016年にパイロット調査、2017年に予備調査、2018年に本調査を行い、2019年に公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。



3. 環境整備の充実

幼稚園の人材確保のための取組の推進

平成29年度概算要求額
389百万円(新規)

- 【背景】
- ◆ 子ども・子育て支援関係の人材に対する需要が増加していることを受け、幼児教育の質を支える優秀な幼稚園の人材確保が喫緊の課題
 - ◆ 子育てを巡る環境が変化し、幼稚園に求められる役割が拡大・多様化する中で、園内研修や教材研究の機会の充実など教員一人一人の資質を高めることのできる環境を整備するとともに子供と向き合える時間を確保することが重要

優秀な人材の安定的確保、早期離職の防止、教員の質向上のための環境整備に関する取組を支援

幼稚園の人材確保支援事業 108百万円(新規)

◇幼稚園に優秀な人材を確保するため、先導的な取組を支援し、有効な方法を検証する。

(取組の例)

人材登録、求職者紹介等のマッチング制度の構築

域内幼稚園の合同就職説明・採用活動の実施

離職防止対策(キャリアに応じた研修など)

再就職支援(研修、情報提供の在り方、その他復帰支援策等の検討)

◇委託先: 14団体(地方自治体、幼稚園関係団体)
@500万円~1,000万円(活動規模に応じて決定)

園務改善のためのICT化支援 281百万円(新規)

◇幼稚園業務の支援システムの導入を推進し、多岐にわたる幼稚園教諭の業務負担の軽減を図る。

(支援システムの例)

- ・園児の登園管理
- ・指導要録の作成
- ・保護者向けのメール配信



◇補助率: 国 3/4 事業者 1/4

◇基準単価: 1園あたり75万円
(システム導入に必要な経費)

◇件数: 500園



29

認定こども園等への財政支援

平成29年度概算要求額
13,353百万円(5,136百万円)

認定こども園施設整備交付金 11,441百万円(3,003百万円)

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助(新增改築、大規模改修等)
 - ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分(いわゆる幼稚園部分)
 - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合: 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。



幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築等)
 - ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合: 国1/2、事業者1/2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
 - ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合: 国1/2、市町村1/4、事業者1/4(補助基準額は一律1,800千円)
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応予定。



教育支援体制整備事業費交付金 1,912百万円※(2,133百万円)

※一部再掲含む

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合: 認定こども園の場合...国1/2、事業者1/2
その他幼稚園...国1/3、事業者2/3



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合: 国1/2、事業者1/2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合: 国1/2、事業者1/2

園務改善のためのICT化支援(再掲)

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合: 国3/4、事業者1/4

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

対象事業

1. 耐震補強工事

耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化

2. 防犯対策工事

門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事

3. 新築・増築・改築事業

新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築

4. アスベスト等対策工事

吹き付けアスベストの除去等

5. 屋外教育環境整備

アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備

6. エコ改修事業

太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置

補助率

【1/2以内】

- ・地震による倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事、耐震改築工事

【1/3以内】

- ・上記以外



公立学校・私立学校の耐震化の状況

○公立学校の耐震化状況の推移

		H24	H25	H26	H27
公立学校 (幼～高) ※特支含む	全棟数	162,686	161,335	159,590	158,573
	耐震性がない建物	25,427	18,840	12,904	7,786
	耐震化率(%)	84.4	88.3	91.9	95.1
小中学校	全棟数	122,069	120,460	119,330	118,504
	耐震性がない建物	18,508	13,412	8,956	5,212
	耐震化率(%)	84.8	88.9	92.5	95.6
高等学校	全棟数	30,222	29,975	29,812	29,803
	耐震性がない建物	5,327	4,142	2,992	1,866
	耐震化率(%)	82.4	86.2	90.0	93.7
幼稚園	全棟数	4,788	4,733	4,620	4,509
	耐震性がない建物	1,193	975	759	601
	耐震化率(%)	75.1	79.4	83.6	86.7

○私立学校の耐震化状況の推移

		H24	H25	H26	H27
私立学校 (幼～高) ※特支含む	全棟数	19,744	19,715	19,718	20,479
	耐震性がない建物	4,852	4,373	3,826	3,382
	耐震化率(%)	75.4	77.8	80.6	83.5
小中学校	全棟数	1,250	1,243	1,265	1,269
	耐震性がない建物	135	117	99	80
	耐震化率(%)	89.2	90.6	92.2	93.7
高等学校	全棟数	7,619	7,617	7,630	7,574
	耐震性がない建物	2,035	1,865	1,687	1,430
	耐震化率(%)	73.3	75.5	77.9	81.1
幼稚園	全棟数	10,778	10,758	10,725	11,536
	耐震性がない建物	2,675	2,385	2,036	1,871
	耐震化率(%)	75.2	77.8	81.0	83.8

※公立学校施設の耐震改修状況調査より。
(各年の4月1日現在の状況。)

※私立学校施設の耐震改修状況等の調査より。
(各年の4月1日現在の状況。)

認定こども園等への財政支援（施設整備費）

平成28年度補正予算額（案） 8,564百万円

認定こども園施設整備交付金

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助（新增改築、大規模改修等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
 - ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4



※年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助対象。

幼稚園耐震化整備

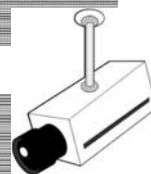
- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築等）
 - ・ 私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2



※既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における防犯カメラ、門、フェンス等の設置に要する費用の一部を補助。
 - ・ 幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
（補助基準額は一律1,800千円）



※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助予定。

私立幼稚園施設整備費補助の概要

平成28年度補正予算額（案） 3,006百万円

平成28年度当初予算額	501百万円
平成27年度当初予算額	1,508百万円
補正予算額	500百万円

※平成27年度当初予算については、東日本大震災特別復興会計分（1,335百万円）を含む。

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

補助率

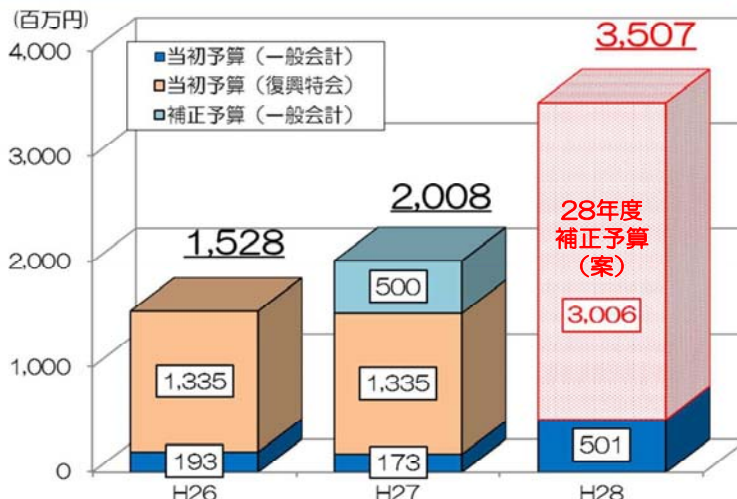
- 【1/2以内】
 - ・ 地震による倒壊等の危険性が高い（Is値0.3未満）施設の耐震補強工事
- 【1/3以内】
 - ・ 上記以外

対象事業

※赤字下線部分が補正予算対応事業

1. 耐震補強工事
2. 防犯対策工事（平成28年度補正予算より）
3. 新築・増築・改築事業（耐震改築、その他危険改築）
4. アスベスト等対策工事
5. 屋外教育環境整備
6. エコ改修事業

私立幼稚園施設整備費の予算額の推移



4. 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度（H27.4.1施行）のポイント

◆制度創設の背景・趣旨

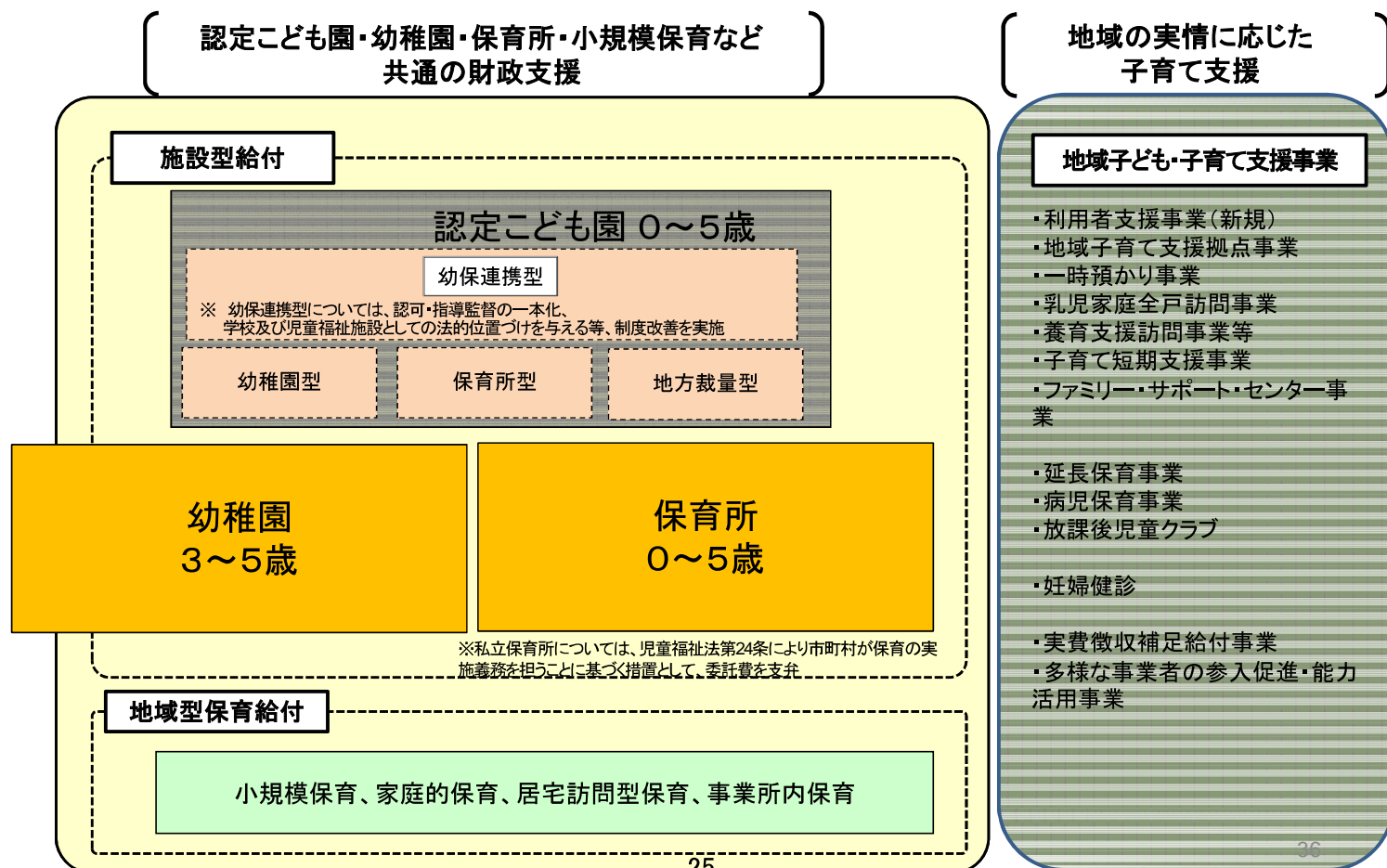
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。
 - 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要。
- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）
- ③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）
 - ・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

35

子ども・子育て支援新制度の全体像



25

36

新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・認定・指導監督等 (認可・認定) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 :「保育時間」に対応する「施設型給付」※ ¹ ○その他の利用者 :「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※ ¹ ○私学助成 (特別補助)※ ²	○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除き申し込みを拒んではならない。 *公正な方法による選考は可能。 ○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収(特定保育料)、実費徴収が可能。
	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※ ² ○私学助成 (特別補助)※ ²	
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督	/	○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費(保護者向け)	○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※² 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組に対する補助。

37

＜私立幼稚園の新制度への移行状況＞

(平成28年度9月16日公表 「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査結果」より)

1. 平成29年度における新制度への移行見込み（累積）

- ・ 今般、平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行の意向に関する調査を実施。
- ・ その調査結果に、これまでの移行実績を加えると、平成29年度における累積での移行状況は、以下のような見込み。

（対象園数 8,119 園）

1. 平成29年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	3,024 園 （前年度+637園）	37.2 % （前年度+8.0%）
2. 平成30年度以降に移行を検討・判断	3,797 園	46.8 %
① 平成30年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	582 園	7.2 %
② 状況により判断	3,215 園	39.6 %
3. 将来的にも移行する予定はない	996 園	12.3 %
4. 無回答・休園	302 園	3.7 %

（注）上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園となった園を除く。

【参考：これまでの移行実績】

- 平成27年度までに新制度に移行 : 1,889園 (23.2%)
- 平成28年度までに新制度に移行 : 2,387園 (29.2%)

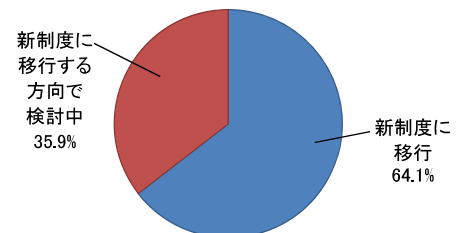
39

2. 平成29年度における移行の意向に関する調査の結果

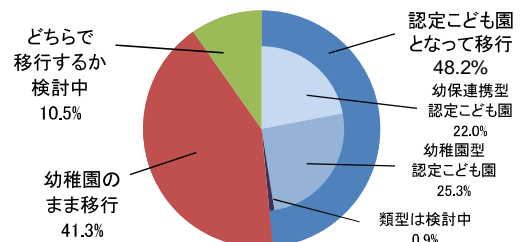
① 平成28年度までに新制度に移行していない私立幼稚園（5,732 園）の平成29年度における意向

1. 平成29年度に新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	637 園
(1) ① 新制度に移行	408 園
② 新制度に移行する方向で検討中	229 園
(2) ① 認定こども園となって移行	307 園
(ア) 幼保連携型認定こども園	140 園
(イ) 幼稚園型認定こども園	161 園
(ウ) 類型は検討中	6 園
② 幼稚園のまま移行	263 園
③ どちらで移行するか検討中	67 園
2. 平成30年度以降に移行を検討・判断	3,797 園
① 平成30年度以降、新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	582 園
(ア) 新制度に移行	224 園
(イ) 新制度に移行する方向で検討中	358 園
② 状況により判断	3,215 園
3. 将来的にも新制度に移行する予定はない	996 園
4. 無回答・休園	302 園

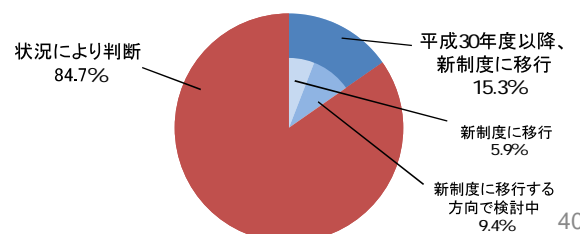
1. (1) 移行に関する予定の状況



1. (2) 予定している施設類型



2. 移行に関する検討の状況



<調査概要>

- ・ 調査対象 新制度に移行していない全ての私立幼稚園（5,732園）
- ・ 調査時点 平成28年6月1日
- ・ 回収率 95.1%（5,452園／5,732園）

② 新制度への移行を検討するに当たって懸案と考えている点（複数回答可）

(i) 「平成30年度以降、新制度に移行するか状況により判断」を選択した私立幼稚園

(対象園数 3,215 園)

新制度の仕組みが十分に理解できない	1,311 園	40.8 %
市区町村との関係構築に不安がある	764 園	23.8 %
保護者の理解が得られるか不安である	1,303 園	40.5 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	1,830 園	56.9 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	1,446 園	45.0 %
施設の収入の面で不安である	1,946 園	60.5 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	2,312 園	71.9 %
その他	650 園	20.2 %

(ii) 「将来的にも新制度に移行する予定はない」を選択した私立幼稚園

(対象園数 996 園)

新制度の仕組みが十分に理解できない	289 園	29.0 %
市区町村との関係構築に不安がある	171 園	17.2 %
保護者の理解が得られるか不安である	274 園	27.5 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	400 園	40.2 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	322 園	32.3 %
施設の収入の面で不安である	365 園	36.6 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	549 園	55.1 %
その他	331 園	33.2 %

※ その他の主な事項

- ・ 私学としての伝統・独自性、質の高い教育内容を維持できるか不安である
- ・ 認定こども園への移行に伴う施設整備や人材の確保について不安である
- ・ 個人立の幼稚園であり、新制度への移行の条件とされている法人化が困難である 等

41

3. 今後の対応

- ・ 文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施してきたところ。

〈これまでの主な対応〉

1. 収入面での不安への対応

- (1) 大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）【H28予算】
- (2) 国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（+1.9%）【H27補正、H28予算】
- (3) 公定価格試算ソフトの改善

2. 事務負担への対応

- (1) 移行準備に係る事務経費の補助【H28予算】
- (2) 大規模園における事務職員の配置の充実【H28予算】
- (3) 公定価格の加算認定に関する統一様式の作成 等

3. 有資格者不足への対応

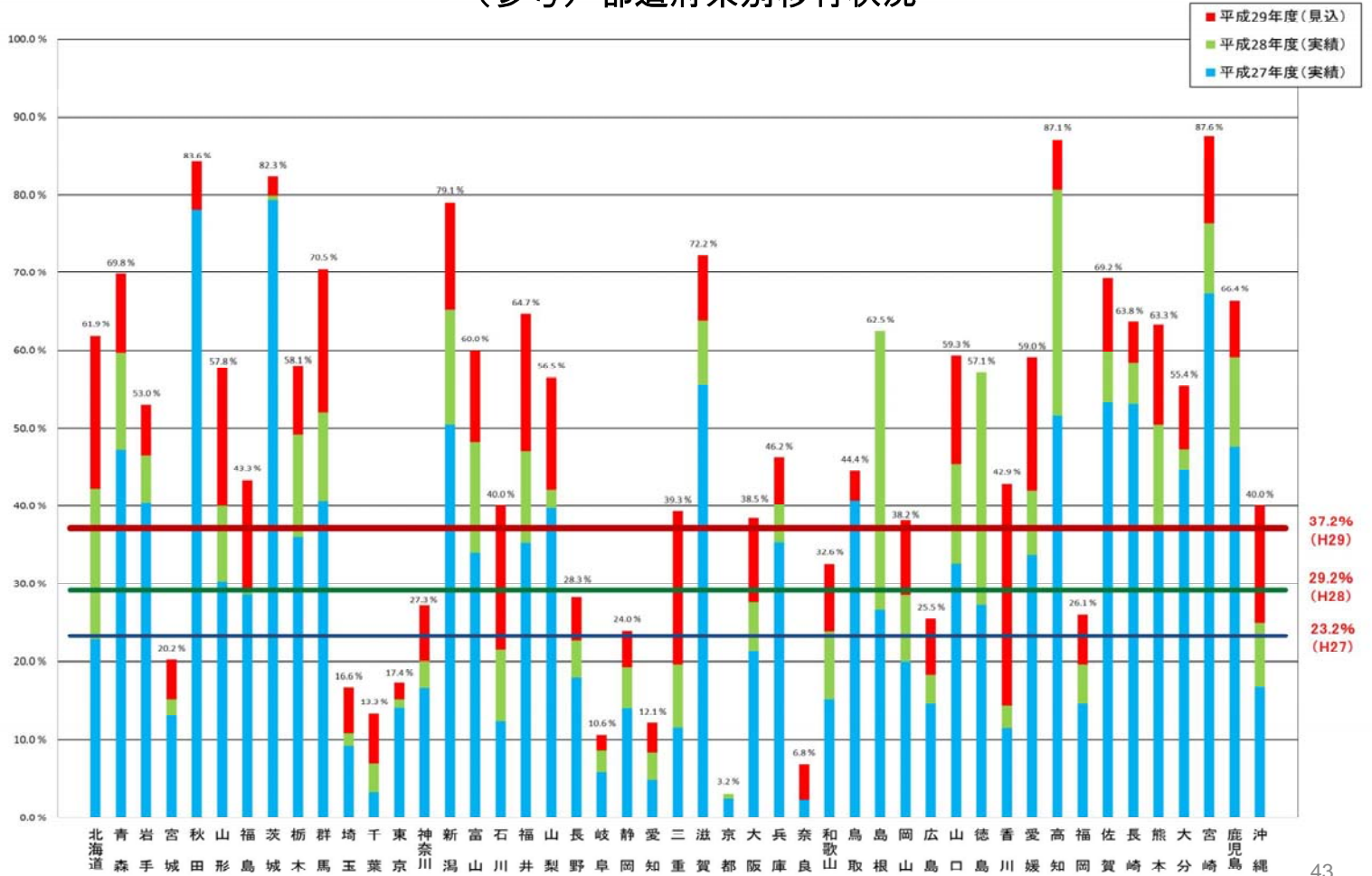
一時預かり事業（幼稚園型）に係る職員の配置要件の緩和 等

4. 事業者・地方公共団体への周知等

制度全般や制度・運用の改善等に係る周知、意見交換の実施 等

- ・ このような対応により、円滑な移行に向けた環境を整えてきたが、依然として、制度の仕組みや事務負担、収入等に関する不安を有している園があるのが現状。このため、制度全般や上記対応等に関する周知を継続するとともに、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧に向いながら、事務処理の簡素化を含め、必要な制度・運用の改善等に努めていく。

(参考) 都道府県別移行状況



私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応について(H28)

〇趣旨

特に大規模園における公定価格の設定や、事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として事業者や地方公共団体から指摘されていることも踏まえ、1号認定子どもに係る公定価格の設定を見直し、希望する園が新制度へ円滑に移行できるよう環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るため、下記の通り、現行の公定価格にかかる水準の見直しを行う。

〇措置の概要

1. チーム保育加配加算の加算上限を緩和

仮単価での算定上限		H27の算定上限		H28~の算定上限	
利用定員※	算定上限	利用定員※	算定上限数	利用定員※	算定上限数
~45人	1人	~45人	1人	~45人	1人
46~150人	2人	46人~150人	2人	46人~150人	2人
151人~270人	3人	151人~240人	3人	151人~240人	3人
271人~	4人	241人~270人	3.5人	241人~270人	3.5人
		271人~300人	4人	271人~300人	5人
		301人~450人	5人	301人~450人	6人
		451人~	6人	451人~	8人

※利用定員は3歳以上の合計

2. 大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定

- ・新制度に係る事務に対応するため、特に事務負担が大きい大規模園に対して非常勤事務職員を1名加配する。
- ・きめ細かな教育・保育の提供のため、大規模園に対して追加で1名の非常勤講師を加配する。

＜H29年度概算要求＞ （公定価格の充実など）

平成29年度内閣府予算概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）
 （平成28年度予算額） （平成29年度概算要求・要望額）
 2兆2,593億円 → 2兆2,966億円＋事項要求

1. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実） 21,642億円＋事項要求（21,790億円）

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 7,636億円＋事項要求（7,636億円）
 すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付 6,500億円＋事項要求（6,500億円）

○ 子どものための教育・保育給付費負担金 6,428億円＋事項要求（6,428億円）
 ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
 ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

○ 子どものための教育・保育給付費補助金 72億円＋事項要求（72億円）
 認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上） 1,136億円＋事項要求（1,136億円）

○ 子ども・子育て支援交付金 982億円＋事項要求（982億円）
 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。
 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

○ 子ども・子育て支援整備交付金 154億円（154億円）
 放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援。

- ※ 事項要求
- ・ 社会保障の充実
 平成29年度における社会保障の充実（「量的拡充」及び「質の向上」）に係る費用については、予算編成過程で検討。
 - ・ 保育士等の処遇改善に必要な経費
 「ニッポン一億総活躍プラン」等に掲げられた保育士や放課後児童支援員等の処遇改善について、予算編成過程で検討。
 - ・ 幼児教育無償化の段階的実施のために必要な経費（保育料負担の軽減含む）
 幼児教育の無償化に向けた段階的取組に係る費用については、予算編成過程で検討。

◆児童手当制度（年金特別会計に計上） 14,007億円（14,155億円）

2. 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進（年金特別会計に計上） 1,322億円（800億円）

3. 少子化対策の総合的な推進等 1.8億円（1.8億円）

1兆円超程度の財源確保及び幼児教育・保育等の量拡充・質向上

消費税率10%への引上げにより確保する0.7兆円程度を含め、1兆円超程度の追加財源を確保し、幼児教育、保育、地域の子育て支援の量拡充・質向上を図ることとなっており、平成28年度予算では、5,939億円を確保し、0.7兆円ベースの質向上を引き続き、全て実施。今後は、消費税引上げが延期される中での各年度の予算編成過程における所要額の確保と、消費税引上げ分以外を含めた1兆円超の財源確保が課題。

○ 平成28年度消費税増収分(8.2兆円)の内訳

- ・ 基礎年金国庫負担割合2分の1 … 3.1兆円
- ・ 社会保障の充実(子ども・子育て支援の充実、医療・介護の充実など) … 1.35兆円
- ・ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 … 0.37兆円
- ・ 後代への負担のつけ回しの軽減 … 3.4兆円

○ 平成28年度における子ども・子育て支援の量拡充及び質向上の項目

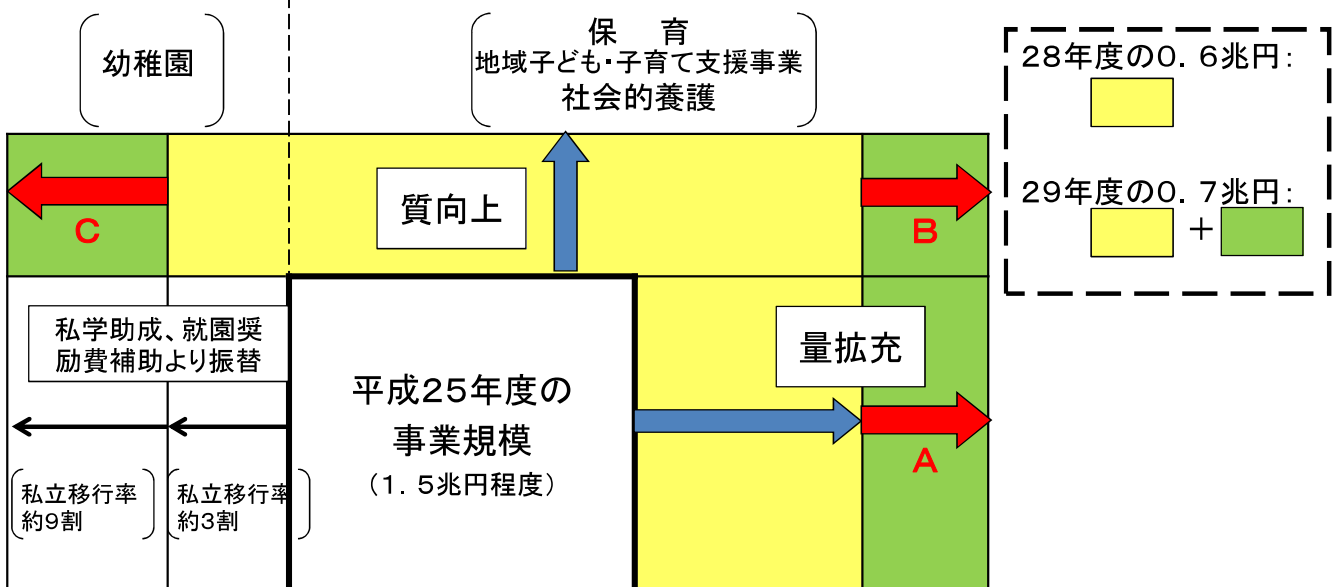
	量的拡充	質の向上
所要額	3,719億円	2,220億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充(一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

47

平成28年度予算案における「0.6兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 28年度予算案の「0.6兆円程度」は、
 - ① 各市町村の事業計画を踏まえた28年度の「量の拡充」に対応
 - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施するための所要額として確保されたもの。

- 28年度の「0.6兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主な要因は、
 - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないこと(図A部分)
 - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を3割程度としていること
 - ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないこと(図B・C部分)



* 29年度の私立移行率9割は仮置き。各年度予算は意向調査等に基づき設定。

消費税財源(0.7兆円)以外の財源(0.3兆円超)による質の向上分(幼稚園関係の主なもの)

- 職員給与の改善 (さらに +2%)
- 4・5歳児の職員配置の改善(30:1→25:1)
- 事務負担への対応(事務職員配置の更なる充実)
- 小学校との接続の改善(新たに人件費を措置)

(参考) 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障・税一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力すること。

49

更なる処遇改善に係る政府方針

1、「ニッポン一億総活躍プラン」(抜粋)

平成28年6月2日 閣議決定

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(保育人材確保のための総合的な対策)

…(略)…

保育士の処遇¹¹については、平成27年度(2015年度)において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」¹²等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度²ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等に おいても、その業務に相応の処遇改善を行う。

¹¹ 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

¹² 平成27年6月30日閣議決定

¹³ 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間について数値(平成27年賃金構造基本統計調査)。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向(平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む)を踏まえ、予算編成過程で検討。

2、未来への投資を実現する経済対策

平成28年8月2日 閣議決定

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(1) 子育て・介護の環境整備

② 保育士の処遇改善

平成29年度(2017年度)当初予算において、2%相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、4万円程度の追加的な処遇改善を実施する。(以下略)

5. その他

- 幼児教育振興法
- 幼稚園における待機児童の受入れ

地域における「幼稚園」の多様な役割

- 3～5歳児の**150万人超**が幼稚園に在籍
- 5歳児だと**約58万人**、当該年齢人口の**54%**

- 園児の母の有職率※1 **42%**
- 預かり保育※2 の実施率 **83%** (私立**95%**)
- 子育て支援活動の実施率 **87%** (私立**87%**)

※1 園児5歳半。求職中含む

※2 幼稚園における夕方～夜まで園児を預かる取組

	在園者数	就園率※3
5歳児	575,673人	53.7% (43.6%)
4歳児	541,099人	51.8% (45.2%)
3歳児	442,275人	42.4% (44.8%)

※3 該当年齢人口のうち幼稚園在園者の割合
括弧内は、保育所入所率

目下の待機児童問題に対し、幼稚園においても地域の状況を踏まえ、積極的に対応

- 幼稚園における小規模保育事業や一時預かり事業等を推進し、その「子育て支援」・「就労との両立支援」の機能を充実

53

幼稚園における待機児童の受入れについて

経緯

- ◆ 3月28日、厚生労働省において緊急対策を発表。4月7日、厚生労働省から各自治体に対し、緊急対策の具体的な内容を示すとともに、積極的・早急な対応を要請する通知を发出。
- ◆ 4月22日、文部科学省・厚生労働省・内閣府から各自治体に対し、幼稚園における待機児童の受入れに関する通知を发出（国として、受入れに資する対応策を提示）。併せて、公私の幼稚園団体に対しても、地域の状況に応じた積極的な対応を要請。

対応策（幼稚園関係） ※ 待機児童が50人以上いる自治体を中心とする227自治体等を対象

〈主として0～2歳児の受入れ〉 ※ 下記取組に使用する保育室等の面積は、幼稚園の園舎面積から除外しない（幼稚園設置基準の運用緩和）

緊急的な一時預かり事業

- ・定期利用を可能に
- ・利用者負担を軽減
(補助基準額を引き上げ)
- ・新たに改修費等を支援

長時間預かり保育


- ・認定こども園化要件（5年以内）を柔軟化
- ・子育て支援員の活用を可能に
- ・地域の受入れ体制を踏まえ、土曜日開所を弾力化（共同保育）

小規模保育

- ・受入れ枠の拡大（19人⇒22人）
- ・地域の受入れ体制を踏まえ、
①土曜日開所を弾力化（共同保育）
②受入れ対象年齢を柔軟化
(0歳児を必須としない等)

〈就労家庭の3歳児等の受入れ〉 ※ 待機児童の受入れにより認可定員を超過した場合、公定価格・私学助成の減算については、柔軟に取扱う

幼稚園における受入れ

- ・幼稚園児としての受入れ + 一時預かり事業（幼稚園型）による長時間の預かりニーズへの対応
- ・一時預かり事業（一般型）の定期利用による受入れ  「長時間加算」を増額（最大で、**現行の3倍**）

35

54

留意事項

- 前ページの対応策は、全て、幼稚園本体部分が、現時点で新制度に移行しているか否かを問わないため、**新制度に移行していない私学助成園でも、利用することが可能。**
- なお、「長時間預かり保育」の要件緩和、「一時預かり事業（幼稚園型）」の長時間加算の増額については、一定の計画の作成等が必要となる。

〈各施策と幼稚園本体部分との関係〉

施策名	幼稚園本体部分との関係
緊急一時預かり	特になし。
長時間預かり保育の要件緩和	事業開始後一定期間内に、認定こども園に移行すること等（※）に関する計画を作成することが必要。 （※）幼稚園のまま新制度に移行した上で併せて小規模保育を実施することでも可
小規模保育の要件緩和	特になし。
一時預かり事業（幼稚園型）の長時間加算の増額	新制度に移行済の園又は新制度への移行を予定している園（移行時期は問わない）が対象。

55

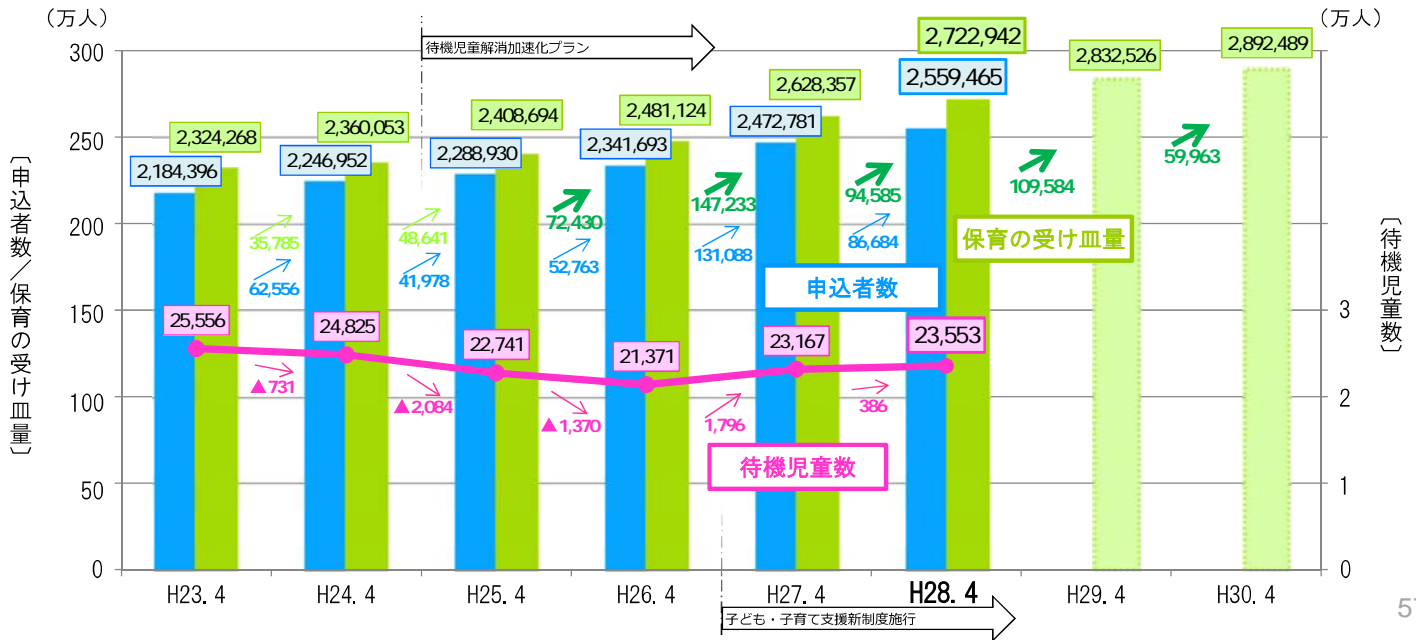
〈参考資料：待機児童関係〉

〔概要〕

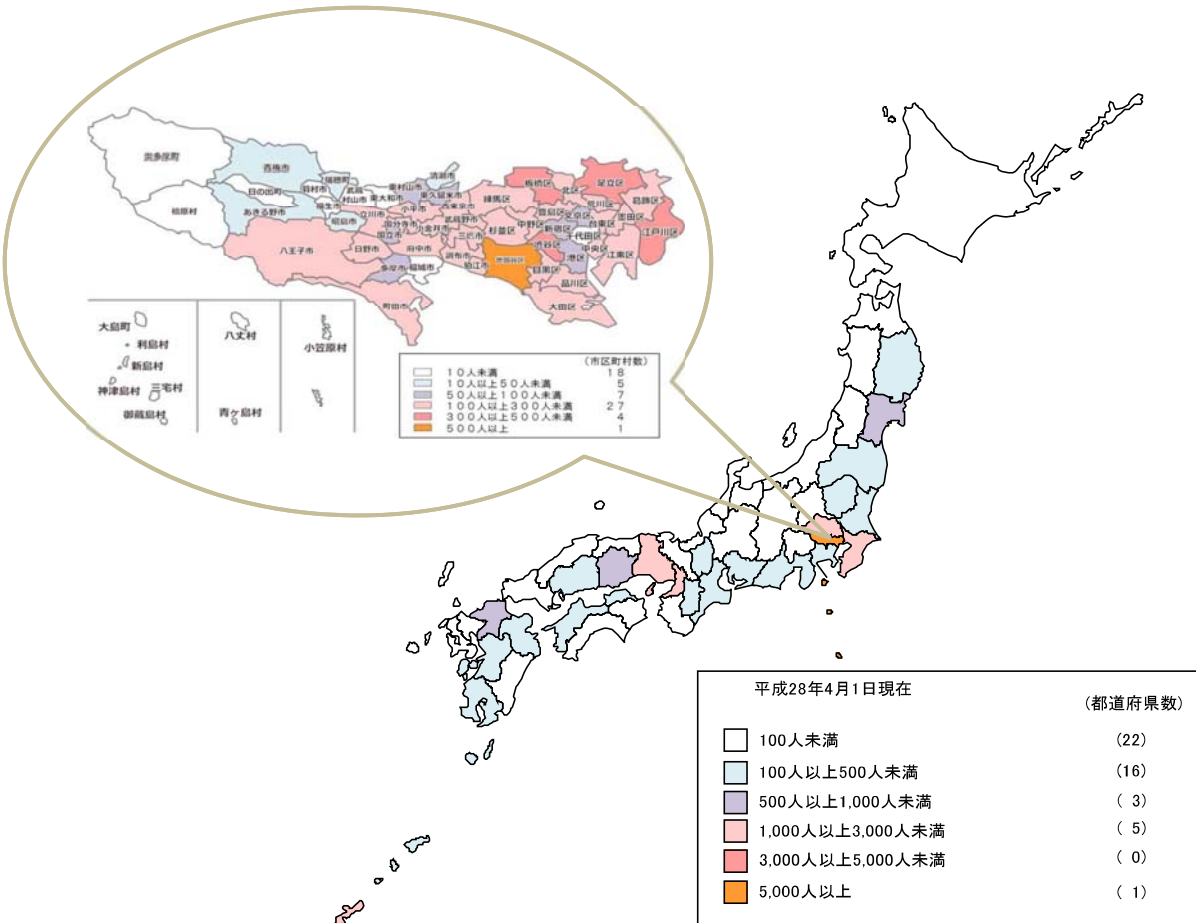
待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成28年9月2日公表)

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25～27年度で、申込者数を上回る保育の受け皿整備（31.4万人分）を実施。
- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約45.6万人分）を約2.7万人分上回る見込みとなっている。
- さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業による受け皿拡大見込約5万人分と合わせると、平成25～29年度までの5年間の合計は、約50万人分から約53万人分に拡大する見込み。
- 一方、平成28年度の保育所等申込者数は、約256万人で、昨年度と比較して増加（約8.6万人増）。
- **平成28年4月時点の待機児童数は、23,553人で、昨年度と比較して増加（386人増）。**



(参考) 各都道府県別の待機児童の状況 (平成28年4月1日現在)



都道府県	待機児童数
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

年齢区別の利用児童数・待機児童数

	28年利用児童		28年待機児童	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児(0～2歳児)	975,056人	(39.7%)	20,446人	(86.8%)
うち0歳児	137,107人	(5.6%)	3,688人	(15.7%)
うち1・2歳児	837,949人	(34.1%)	16,758人	(71.1%)
3歳以上児	1,483,551人	(60.3%)	3,107人	(13.2%)
全年齢児計	2,458,607人	(100.0%)	23,553人	(100.0%)

59

幼稚園における待機児童の受入れに資する事業(現行)の概要

【一時預かり事業(一般型)】

- 保育所や幼稚園等において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる事業。子ども・子育て支援法における「地域子ども・子育て支援事業」として、運営費の補助が行われる。
- 基本的に、突発的な事情等に基づくアドホックな預かりを対象としている。

【一時預かり事業(幼稚園型)】

- 幼稚園等において、在園児を教育時間終了後(通常、午後2時頃以降)に預かる事業。子ども・子育て支援法における「地域子ども・子育て支援事業」として、運営費の補助が行われる。
- 教育時間を含めて8時間以内の預かりについては「基本分」として子ども1人1日当たり400円が補助され、8時間超の預かりを行う場合には、「長時間加算」として100円が加算(時間に関わらず一律100円の加算)。

【幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業】

- 保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園において、乳幼児を預かる事業。内閣府所管の予算事業として、運営費の補助が行われる。
- 事業開始後5年以内に「認定こども園」となることが、事業の実施要件とされている(認定こども園とならなかった場合は、補助金を要返還)。
- 担当職員は、保育士又は幼稚園教諭(0～2歳児については保育士)であることが必須であり、原則として土曜日の開所が求められる。

【小規模保育事業】

- 0～2歳児を対象に、6人～19人という小規模で保育を行う事業(市町村の認可が必要)。子ども・子育て支援法における「地域型保育事業」として、運営費の補助が行われる。
- 原則として、土曜日の開所、0～2歳児全ての受入れが求められる。

60

< 参考資料 >

幼児教育の振興

平成29年度概算要求額：476億円(382億円)

I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】

323億円(323億円)

「幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議」（平成28年8月1日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。

～これまでの取組～

【平成27年度】

- 市町村民税非課税世帯の保護者負担月額を9,100円から3,000円に引き下げ
- 市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消

【平成28年度】

- 年収約360万円未満相当世帯について、第1子の年齢に関わらず第2子は半額、第3子以降は無償
- ひとり親世帯について、市町村民税非課税の世帯は、第1子以降すべて無償、約360万円までの世帯は第1子は半額、第2子以降は無償

II 幼児教育の質の向上

7.4億円(25億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

○ 幼児教育の推進体制構築事業 203百万円(203百万円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

○ 幼児期の教育内容等深化・充実調査研究 19百万円(19百万円)

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施

◆幼稚園の人材確保のための取組の推進

389百万円(新規)

幼稚園に優秀な人材を確保するため、人材登録制度の構築や離職防止を図る研修など先導的な取組を支援するとともに、事務の負担軽減を図るためICT化を支援し、幼稚園教員が働きやすい環境を整備する。



◆幼稚園教育要領の普及・啓発

116百万円(22百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、新幼稚園教育要領の改訂の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

◆ECEC * Network事業の参加

9百万円(10百万円)

OECDにおいて計画されているTALIS幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

※ECEC：Early Childhood Education and Care

III 幼児教育の環境整備の充実

146億円(56億円)

◆私立幼稚園の施設整備の充実

15億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策・防犯対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率】1/3 (1s値0.3未満1/2)



◆認定こども園等への財政支援

131億円(51億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

【負担割合（認定こども園施設整備の場合）】

国1/2 市町村1/4 事業者1/4